

荒川水系（埼玉ブロック）の河川、流域における取組状況

1. 現在（令和5年3月末時点）の取組状況

【凡例】 ●：実施済み ○：実施中 △：実施予定 —：実施予定なし ■：令和5年3月末時点から進捗等のあった項目	上流域		入間川流域								中流域							新河岸川流域							流域外																									
	番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
	関東地整	水資源機構	埼玉県	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	美里町	寄居町	飯能市	東松山市	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	川島町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	さいたま市	熊谷市	川口市	鴻巣市	深谷市	上尾市	蕨市	戸田市	桶川市	北本市	滑川町	嵐山町	吉見町	川越市	所沢市	狭山市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	行田市	越谷市	久喜市	白岡市	伊奈町
1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流出抑制の観点）																																																		
(1) 洪水氾濫対策・土砂災害対策																																																		
①堤防整備（普通河川・準用河川を含む）																																																		
②河道掘削（普通河川・準用河川を含む）																																																		
③遊水機能の向上																																																		
④その他の取り組み																																																		
(2) 内水氾濫対策：下水道施設（都市浸水対策の強化）																																																		
①雨水貯留施設の整備																																																		
②排水施設の整備 ※通常の雨水排水管整備を含む																																																		
③その他の取り組み																																																		
(3) 土砂災害対策																																																		
①砂防関係施設の整備																																																		
(4) 流水の貯留機能の拡大																																																		
①利水ダム等による事前放流のさらなる推進																																																		
(5) 流域の雨水貯留機能の向上																																																		
①防災調節池の整備																																																		
②校庭（公園等）貯留施設の整備																																																		
③ため池やクレークの治水利用																																																		
④水田貯留の実施																																																		
⑤浸透ます、浸透管の整備																																																		
⑥建物内の雨水貯留施設の整備																																																		
⑦住宅等における各戸貯留の実施																																																		
⑧一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務付けの有無 ※埼玉県条例以外の「制度」の有無（指導を含む）																																																		
⑨浸透性舗装の整備																																																		
⑩自然地の保全 ※緑地保全を含む																																																		
⑪グリーンインフラ整備（公園緑地の整備、施設の緑化等） ※自然環境が有する多様な機能を活用するもの：自然環境の整備＋防災機能等																																																		
⑫森林整備、治山対策																																																		
2. 被害対象を減少させるための対策（人命を守る観点）																																																		
(1) 水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫																																																		
①災害危険区域の指定 ※管地区基準法第39条、第40条による、開発や住居を規制・制限する条例の有無																																																		
②災害リスク（土砂災害：浸水被害のいずれかまたは両方）を考慮した立地適正化計画 ※住居誘導区域から除外する以外にも、条件を付して、居住可としている場合も含む																																																		
③高台整備																																																		
④家屋移転																																																		
⑤宅地嵩上げ、住宅高床化（戸建てや民間集合住宅）																																																		
⑥まちづくりと一体となった土砂災害対策等の推進																																																		
⑦その他の取り組み																																																		
(2) まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害リスク情報の充実																																																		
①中高頻度の浸水想定区域図の作成																																																		
(3) 浸水範囲の限定・氾濫水の制御																																																		
①二線堤等の整備や保全 ※二線堤や霞堤、旧堤防を、治水機能があるものとして保全しているもの																																																		
3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（資産を守る観点）																																																		
(1) 避難体制等の強化																																																		
①避難施設等の整備（避難路、避難所等） ※市街地再開発事業等に位置付け整備をしたもの等、計画的に設置したもの																																																		
②その他の取り組み																																																		
(2) 経済被害の軽減																																																		
①下水道施設の耐水化																																																		
②電気施設の嵩上げ、止水版の設置 ※下水道施設以外の耐水化																																																		

2. その他の取り組み

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	
深谷市	内水氾濫の頻発する地区において、内水氾濫防止と流末河川への流出量平準化のため、排水路に調節池整備を検討している。
吉見町	湛水防除事業により排水機場の整備 4基
②被害対象を減少させるための対策	
鴻巣市	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域の指定
吉見町	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	
秩父市	避難計画図の作成と地区防災計画の策定
鴻巣市	防災ラジオ賞与による情報伝達方法の改善
さいたま市	さいたま市水位情報システム：河川、道路、下水道の水位情報を市内で一元化。平成29年4月より運用を開始。
志木市	防災用便槽トイレの整備（小中学校全12校）
越谷市	まるごとまちごとハザードマップの整備
新座市	まるごとまちごとハザードマップの整備
川島町	まるごとまちごとハザードマップ事業
川島町	かわべえメール多言語化事業
川島町	町内小中学生を対象とした防災学習

3. 埼玉ブロックの目玉施策

★埼玉県	鴻沼川流域の公園整備に併せて、公園内に流域貯留と河川調節の機能を併せ持った一体型調節池を整備予定
さいたま市	
★秩父市	防災集団移転や住居誘導区域等権利設定等促進計画を立地適正化計画に位置づけ、事業化の検討 立地適正化計画において、用途地域における浸水想定区域を、住居誘導区域から除外
★川島町	町外へ広域避難ができなかった方が緊急的に避難する場所とし、高台避難場所の整備を行う。